

## 別添資料

### 履行確実性の審査・評価のための追加書類等

#### 1 調査基準価格等

調査基準価格等とは、1,000万円を越える業務で予決令第85条に基づく「調査基準価格」及び予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、以下の業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

| 業種区分                                   | ①       | ②      | ③                    | ④                    |
|----------------------------------------|---------|--------|----------------------|----------------------|
| 土木関係の建設コンサルタント業務<br>(発注者支援業務・公物管理補助業務) | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 |
| 補償関係建設コンサルタント業務<br>(用地補償総合技術業務)        | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 | 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 |

#### 2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

|                                                                                                                          |                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 様式13                                                                                                                     | 当該価格により入札した理由                  |
| 様式14                                                                                                                     | 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書          |
| 様式14-1                                                                                                                   | 一般管理費等内訳書                      |
| 様式15                                                                                                                     | 当該契約の履行体制                      |
| 様式16                                                                                                                     | 手持の建設コンサルタント業務等の状況             |
| 様式16-1                                                                                                                   | 手持ち業務の人工                       |
| 様式17                                                                                                                     | 配置予定技術者名簿                      |
| 様式17-1                                                                                                                   | 直接人件費内訳書                       |
| 様式18                                                                                                                     | 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し</li> </ul> |                                |

- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
- ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
- ・平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
- ・その他、様式13～18の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。  
また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

### 3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合、または、記載内容に不備がある場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。  
（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の内容は、次のとおりとする。

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

| 審査内容                                      | 様式                               | 審査結果                                   |
|-------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------|
| 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。 | 様式13<br>様式14<br>様式14-1<br>様式17-1 | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていないと認められない。 |

必要額は、1. 調査基準価格等の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年

6月10日付け国官会第367号)に基づいて算出される、調査基準価格等算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

| 審査内容                                              | 様式                     | 審査結果                                  |
|---------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。                      | 様式15<br>様式17<br>様式17-1 | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |
| 配置予定技術者の人工が適正であるか                                 | 様式16<br>様式16-1<br>様式18 | ○：適正であると認められる。<br>×：適正であると認められない。     |
| 上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 |                        |                                       |

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

| 審査内容                                             | 様式                     | 審査結果                                  |
|--------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。                     | 様式15<br>様式17<br>様式17-1 | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |
| 照査予定技術者の人工は適正であるか。                               | 様式16<br>様式16-1<br>様式18 | ○：適正であると認められる。<br>×：適正であると認められない。     |
| 上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 |                        |                                       |

【照査技術者未設定業務の場合】

- ・①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

| 審査内容                  | 様式                                | 審査結果                                |
|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。 | 様式14<br>様式15<br>様式17-1<br>再委託先見積書 | ○：確認していると認められる。<br>×：確認していると認められない。 |

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等

であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)からd)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

| ○と審査した項目数 | 評価 | 履行確実性度 |
|-----------|----|--------|
| 4         | A  | 1.0    |
| 3         | B  | 0.75   |
| 2         | C  | 0.5    |
| 1         | D  | 0.25   |
| 0         | E  | 0      |

#### 4 その他

予決令第 85 条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目 a) ～ c) において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d) において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等